



発行日 / 2016年(平成28年)2月15日 発行 / 羽生市議会 編集 / 議会だより編集委員会



20歳の晴姿

1月10日(日)産業文化ホールにおいて成人式が開催されました。新成人は650人、式典には472人が参加しました。

会議のあらまし

(12月定例市議会)

- ・11月26日(本会議第1日)
開会の後、会期について議会運営委員長から報告があり、12月14日までの19日間と決定。
諸般の報告の後、請願を所管の常任委員会に付託。
続いて議案第62号から同第64号まで及び同第72号の4議案が上程され、質疑、討論、採決を行う。
 - ・続いて、議案第65号から同第71号まで、同第73号及び同第74号の9議案が上程され、提案説明を受け散会
 - ・11月27日、12月2日
議案調査等のため休会
 - ・12月3日(本会議第2日)
議案第65号から同第71号まで、同第73号及び同第74号の9議案に対する質疑の後、議案を各常任委員会に付託。
続いて、市政に対する一般質問(3人)を行い散会
 - ・12月4日(本会議第3日)
諸般の報告の後、市政に対する一般質問(5人)を行い散会
 - ・12月5日、6日
休日のため休会
 - ・12月7日(本会議第4日)
市政に対する一般質問(4人)を行い散会
 - ・12月8日
付託議案等の審査のため、各常任委員会を開催
 - ・12月9日、13日
各常任委員会事務整理等のため休会
 - ・12月14日(本会議第5日)
付託議案等について各常任委員長から審査報告があり、質疑、討論、採決を行う。
続いて、市長から追加議案2件が上程され、採決を行う。
- 最後に、埼玉県都市競艇組合議会議員の選挙を行い閉会

市政に 対する

一般質問

そこが… 聞きたい



一般質問は、提出議案以外で市政全般にわたる事務の執行状況や将来に向かっての方針などを執行部に問うものです。今定期例会では、12月3日、4日、7日の3日間にわたり12人の議員によって行われました。

主な質問と答弁の要旨は次のとおりです。

防犯ステーションの 開設について

野中一城議員

・質問 羽生市においても犯罪・事件が増加している。現在、地域ボランティアの方々に子どもたちの安全を見守って頂いているが、更なる強化が必要であると考えている。

臨時雇用しており、日頃、地域の防犯ボランティアの方と青色回転灯を設置したパトロール車で巡回による防犯活動を実施するとともに、巡回時以外では市役所地域振興課内に常駐し、市民からの防犯相談の対応、市内防犯関係団体や警察との連絡調整や防犯に関する情報提供、情報交換を

地域の安全・安心の向上を図り市民に平穏な暮らしを提供することも行政の担うべき役割であるとの考えから、羽生市防犯ステーションの開設についての見解を伺う。

・答弁 (総務部長)

現在、羽生市では、警察官OB1名を防犯指導員として



藍のまち防犯パトロール隊

行なっているところである。取手市の防犯ステーションについては、交番が廃止され、区域の住民から交番施設に代わる防犯拠点の設置の要望を受け、空き店舗を利用して開設されたとのことである。

防犯ステーション設置により一定の犯罪抑止効果が期待できるものと認識しているが、取手市等の先進事例を参考にしながら、人員、設置場所、費用、地域のニーズなどについて今後調査研究を行なっていきたいと考えている。羽生市においては、児童の登下校時の防犯活動として、地域ボランティアやPTAによる見守り活動を実施しているほか、児童には自分の身は自分で守る教育を行なっている。さらには、安全で安心な市民生活実現のため、引き続き羽生警察署へ防犯パトロールの強化を要望するとともに、地域の防犯関係団体との連携を深めながら、より一層防犯活動を推進して行きたい。

その他の質問

・マンホール蓋の有効活用について

議会の詳細は 市議会会議録 をどうぞ

「羽生市ぎかいだより」は、毎年4回開催される定期例会ごとに、本会議で行われた一般質問や議案質疑の主な内容、答弁などをお知らせしてまいります。詳細にわたって内容をお知りになりたい方は、市議会が発行している「羽生市議会会議録」をご覧ください。

前々までの会議録は、市立図書館、各地区公民館、市議会図書室(市役所4階)に備え付けてあります。

また、市議会会議録は、市のホームページでも閲覧できます。平成8年以降の会議録がご覧になれますので、是非ご利用ください。

放課後子ども総合プランへの取り組みについて

齊藤 隆 議員

・質問 次の点について伺う。

①放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量や整備計画などを定めた羽生市行動計画の策定が必要と考えるが、策定についての見解

②放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に係る運営委員会

③放課後児童クラブと放課後子ども教室の所管である福祉部局と教育委員会との相互連携強化を図ることが重要と考えるが、連携強化の取り組みについて

・答弁 (市民福祉部長)

①羽生市では、既に平成27年

度から5カ年を計画期間とした羽生市子ども・子育て支援事業計画を策定し、学童保育室と放課後子ども教室の今後の取組みについて盛り込んでいる。また、国が示す一体的運営を盛り込んだ放課後子ども総合プラン羽生市行動計画を今年度策定する予定である。



岩瀬小学校放課後子ども教室

②学童保育室には、これまで運営委員会等の設置はなかった。一方、放課後子ども教室では、開始当初より活動を実施している小学校区ごとに運営委員会が設置されている。

③一例として、岩瀬小学校放課後子ども教室において、スポーツ活動や特別教室に学童保育室の児童と一緒に参加する試みを行なっている。双方の担当部局は違うものの、活動事業の対象となる児童は同一であることから、連携を強化し、これまで以上に充実した内容となるよう協議していきたいと考えている。

その他の質問

・水防法改正に伴う水害対策について

羽生市の特産品について

峯寄 貴生 議員

・質問 総務文教委員会では、青森県十和田市の特産品の販売戦略について視察を行なった。十和田市では、特産品の販売戦略として商品づくりアドバイザーなどの市外のプロフェッショナルも協力している。羽生市でも必要と考えるが、見解を伺う。

また、有名レストランへのサンプル食材の提供、販促ツールの作成などの商品づくり、ブランド化への細やかな戦術展開も必要であると考え

るが、見解と今後の対応について伺う。

・答弁 (経済環境部長)

羽生市の取り組みとして、



羽生産ブルーベリージャム

ブルーベリージャムの商品開発においては、商品の規格、デザイン等を検討するにあたり、生産者、ジャムの加工を行う主婦、マーケティング等

のスペシャリスト、デザイナー等と試作品を開発し、消費者の意見を聞いた上で最終的な商品に仕上げている。今後

も新商品の開発の際には、プロフェッショナルの方の意見や専門家のアドバイスを積極的に取り入れて行きたいと考えている。

また、特産品づくりには、誰に何をどのように伝えるかというコンセプトや生産性、価格、消費者のニーズなど、多方面から考える必要がある。具体的には、コンセプト、タ

その他の質問

・女性の社会参画について
・羽生市清掃センターについて

市内公共施設への 防犯カメラの設置について

阿部 義治 議員

・質問 防犯カメラの設置効果は、事件を未然に防ぎ、事件や事故が発生した場合に、残された映像や音声がこれら解決につながる。事件や犯罪の抑止策として、公共施設への設置を進めるべきと考え、次の点を伺う。

①公共施設への設置状況、活用状況、プライバシー保護の考え方について

②市庁舎耐震工事の際、配線や設置の検討はなされたか。

③「羽生市防犯カメラシステム」に関する要綱は適用範囲が限られているが、広げる考えはあるか。

・答弁(副市長)

①現在、市内公共施設の防犯カメラは、羽生駅自由通路及び駅東口、西口に15台、市役所と市民プラザの証明書自動交付機に各2台、パスポート中央公園に14台など合計51台となっている。活用状況としては、羽生駅自由通路では、器物損壊や暴力行為等の犯罪抑止のため、市役所では各種証明書等の不正取得の抑止、体育館等ではモニターで施設等の利用状況の把握に活用し



市民生活課窓口防犯カメラ

ている。プライバシー保護の考え方については、緊急の必要性がある場合や警察等から犯罪捜査の要請を受けた場合以外には、録画映像を利用しはならないと規定しており、設置にあたっては、必要

最小限にするなどの配慮をしている。

②庁舎耐震改修等検討委員会において、常に複数の職員がいるため、必要ないとの判断に至り、配線やカメラの設置は行わなかった。

③市内公共施設の防犯カメラ全てを対象とした統一的な要綱作成への見直しを行いたいと考えている。

その他の質問

・スタンプラリーを利用し市の文化財への理解を

市民を犯罪から守るために 羽生市がすべきこと

中島 直樹 議員

・質問 ①熊谷市において、警察署から逃走した男が児童2名を含む6名を殺害したとす大変痛ましい事件が起きた。容疑者は身柄を確保されるまでの4日間、市内で恐喝や住居への不法侵入を繰り返していたが、その状況が警察から市民、市役所に知らされるこ

とは無かった。同様の事件が起らないよう、新たな防犯体制を早急に構築すべきと考えるが市の見解を伺う。

②登下校する子ども達を犯罪から守るため、関係団体、自治会、地域住民と防犯情報を共有できる仕組みも構築すべきと考えるが、見解を伺う。

・答弁 ①総務部長、②学校教育部長

①熊谷市では、事件を受けて、行政、警察、自治会の代表者が集まり、住民への防犯



犯罪情報提供で協定を締結 1/19 (警察署長、市長、自治会連合会長)

情報の提供に関して、防災行政無線やメール配信システムを使用する際のルールや手続き等を確認し、情報提供のあり方について協力し合い、熊谷モデルを確立することである。羽生市では、羽生警察署と一定の協議を行なっているが、県内の各警察署と関係市町村の協定を参考にしながら自治会も加え、情報提供体制の構築について協議し、羽生市版の情報提供体制を確立して行きたいと考えている。

②地域のボランティアや学校

の関係者への防犯情報の伝達については、電話で直接連絡したり、連絡メール配信サービスを用いたりして、学校ごとに整っている。今後も、子ども達の安全・安心のため、緊急時の連絡体制については、正しい情報を確実に伝え、内容が迅速に伝え、各学校が臨機応変に素早く対応できるように指導して行きたいと考えている。

その他の質問

・選挙公報について

小中学校や公共施設の 火災報知器等の不備状況について

柳沢 暁 議員

・質問 大阪や千葉、愛知など20府県の4, 338の公立小中学校で、定期点検によって、校舎の外壁にひび割れがあったり、火災報知器が作動しなかったりなどの不備が延べ4万件近く見つかりながら、1年以上も補修されずに放置されていたことが、会計

検査院の調べで分かった。ついでに、次の点を伺う。

- ①小中学校や公共施設の火災報知器等の不備についての見解
- ②市内の小中学校や公共施設の定期点検の状況について
- ③火災報知器等の不備を1年以上補修していないケースについて

・答弁(学校教育部長)

①消防法や建築基準法に基づく点検は、施設を利用する児童・生徒などの危険を回避するために重要な確認作業であり、不具合については、早急に改善するべきことと認識をしている。

②消防法の規定による消防設備の点検は、6ヶ月ごとに定期点検を実施し、消防本部に結果を報告している。

③現在、消防設備の点検において、何らかの不具合が報告されている。火災報知器の親



小学校の消防設備

機の故障など致命的な不具合は即時に改善しなければなら

ないが、設備全体を健全な状態とするまで1年以上かかってしまう箇所もある。現在、市では設備を含めた上での公共施設等総合管理計画の策定作業を進めており、児童・生徒及び市民の命を守ることを第一に考え、不具合の速やかな解消、改善に努めて行きたいと考えている。

その他の質問

・マイナンバー制度について
18歳までの医療費無料化、少子化対策について

世界キャラクターさみっと in羽生運営協力金について

島村 勉 議員

・質問 次の点について伺う

①平成27年度に運営協力金の徴収が一部取りやめになった経過と理由について

②駐車場に係る運営協力金の金額設定に差が生じ、一部高くなった理由について、また各駐車場の駐車台数と金額及びバス利用者の人数と金額に

ついて

③運営協力金の徴収が一部なくなったことで、収支等どのような影響があったのか。

④来年も開催することだが、運営協力金徴収についての今後の考え方について

・答弁(経済環境部長)
①運営協力金については、会



世界キャラクターさみっとin羽生

場運営協力金と駐車場運営協力金がある。このうち会場運営協力金に関しては、徴収費用が収入以上にかかるため、実行委員会の協議の結果、今回は徴収しないこととした。

②水郷公園内駐車場以外の駐車場運営協力金は、1台千円であるが、羽生駅から会場までのシャトルバス代が一人二百円で、車一台4名乗車とすると八百円かかり、金額は妥当と考えている。また水郷公園内駐車場は会場への距離や舗装などの整備状況などの利便性の点から千五百円とした。

③駐車台数については運営協力金額から算定し3,200台、バスについては、前回と同程度の利用者数、金額は90万円程度である。

その他の質問

・羽生市の外郭団体における職員体制等について

市街化調整区域の 開発行為について

保泉 和正 議員

- ・質問 本市では、条例で区域と用途を定めて建築物の立地可能とする、都市計画法第34条第11号制度を全国に先駆けて実施したが、乱開発等の懸念から条例の一部見直しを行った。そこで次の点について伺う。
- ①改正・変更に至る経過
- ②今後のまちづくりの考え方と調整区域での開発行為をどのように考えるか。
- ③今後、都市計画法34条第11号及び第12号の制度の区域についてどのような運用を考えているのか。また取り扱いについての見直し、変更等考えているのか。さらに改正に伴う影響について

う影響について

- ・答弁(まちづくり部長)
- ①本市では、平成15年度から当該制度の運用を開始した。当時は新規住宅地の開発を積極的にいう政策であったが、進行する人口減少に歯止めをかけ、時代にあつた政策へ転換するため、空き部屋の目立つアパート建築を抑制し、定住効果の高い専用住宅建設を誘導することを目的に制度の見直しを行った。
- ②本市では市街化区域と市街化調整区域の人口割合は、ほ



市街化調整区域内のアパート

は同数であることから、当該制度は重要な手段であり、適切に運用していく必要があると考えている。

③11号制度の見直しについては、今年7月に施行したばかりで、影響について明確でないが、相談窓口での見直しの意見等はない。しかし影響や効果を検証し、より良い計画へ見直していく必要がある、今後も住宅・土地統計調査等のデータを検証し、分析することで見直しの必要性など方向性を定めていきたい。

また、12号制度の運用については、あらかじめ立地企業や開発区域を明確にした上で区域指定を行うオーダーメイド型開発を基本とすることに より開発を誘導していきたい。

市職員と自治会役員との コラボに必要な施策は

丑久保 恒行 議員

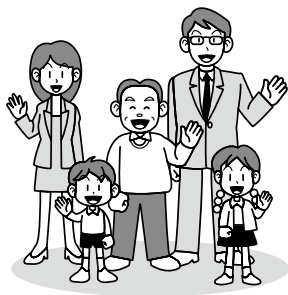
- ・質問 滋賀県米原市では、地域との協働のまちづくりを進めるため、自治会からの申請に基づき市職員を派遣し、自治会とともに地域の課題に取り組み「地域担当職員制度」を実施している。そこで次の点について伺う。
- ①自治会連合会組織の役割と
- ②市職員と自治会役員とのコラボによる協働のまちづくりを推進することについて
- ③羽生市自治会連合会の役割

これまでの経過及び今後について、また担い手不足及び自治体力低下が推測されるが、どのように対応していくのか。

②市職員と自治会役員とのコラボによる協働のまちづくりを推進することについて

・答弁(総務部長)

①自治会連合会組織の役割と



としては、会則において、防犯対策の実施、防災対策の実施、消防関係や土木水利関係の協力、広報紙等の配布等14項目が挙げられている。

自治会連合会は、平成25年5月に旧羽生市町内会連合会

と旧羽生市連合区長会が合併し設立され、現在改革推進委員会、組織強化委員会、自主防災推進委員会を立ち上げており、3つの委員会を中心に、担い手不足や自治力の低下等の地域の課題解決に向けて、取組んでいく予定である。

②自治会連合会の活動に対しては、担当である地域振興課が各委員会の事務局として助言や資料提供等行い協力している。また毎年、市と自治会連合会で意見交換会を実施し、担当部長が出席し情報交

換を行っているほか、市民座談会の開催、出前講座、地域別防災図上訓練なども実施している。市と自治会との連携を強化することが、地域力強化の基礎となると認識しており、自治会から要請があった場合には、必要に応じて、専門の担当職員が地域に出向くなど積極的に支援を行い、協働のまちづくりを進めていきたい。

その他の質問

・女性活躍推進について

大雨による住宅浸水、道路冠水への対策について

本田 裕議員

・質問 次の点について伺う。

①羽生市内の住宅地内浸水、道路冠水の被害対策に対して岩瀬土地区画整理組合が事業の中で進める、調整池建設の完成予定期日について
②県が進めている中川拡幅工事が完成すると、どの程度被害が緩和できる見込みなのか。

③大沼工業団地、小松台工業団地にある調整池は、ヘド口が溜まり、いつでも水位がある状態である。目的からして空にしておくべきと考えるが、市当局の対応について
・答弁（まちづくり部長）

①岩瀬土地区画整理事業では、3工区に1箇所ずつ調整

池の整備を行う予定で、中央工区は約1万2千トンの調整池を平成28年度に地質調査及び設計業務を行い、平成29・30年度で工事を実施する予定である。南工区は東武鉄道東側区域に約3万1千トンの調整池整備を計画しているが、東武鉄道西側区域から事業が進められるため、平成30年度を目標に約7千トンの暫定調整池を整備する。北工区は区画整理事業計画が具体化していないため、調整池の整備時期も決定していないが、事業



小松台調整池

とともに早期に着手すべきと考えている。

②中川拡幅等の整備による被害緩和の見込みは、降雨の場所や強さ、降雨時間等により浸水被害の場所や規模が変化

するため、具体的に示すことは困難であるが、相当の効果が見込めると考えている。
③調整池を空にすれば、容量が大きくなるが、流入時の水位や排水先河川の水位等を基に設計され、構造が決定しているため、変更工事が可能なのかなどの検討が必要であり、構造や維持管理等総合的に検討し対応したい。

その他の質問

・歩道に設置された照明柱の安全性について

羽生PAを用いた観光施策について

永沼正人議員

・質問 多くの利用者が集まる羽生PA（パーキングエリア）について、次の点を伺う。

①羽生PAの利用客数、売上額、地元雇用者数について
②観光流入100万人政策での位置づけについて
③観光施策としての利用方法について、地元物産の販売に

ついて、災害時の連携及び周辺住民への周知について

④羽生PA来場者の羽生市への流入促進施策について
⑤外国語案内看板の設置、無料観光レンタル自転車の設置について
・答弁（経済環境部長）

①ネクスコ東日本への確認で

は、利用客数の把握は困難であり、売上額はテナントとの契約上公表できず、地元雇用者数はテナントでの雇用のため把握していないとの回答である。



羽生PA鬼平江戸処

②PA利用者は観光交流人口に入らないが、観光PRには絶好の機会と認識している。
③下り線パスール羽生では毎年2回東北道沿線地域連携イベントを、上り線鬼平江戸処

では昨年からネクスコ東日本との共催で鬼平羽生まつりを開催している。またパスール羽生でいがまんじゅうやモロヘイヤうどん等地元物産を販売している。災害時の連携協定等に関しては、県とネクスコ東日本で協定を締結している。市の緊急避難場所には指

その他の質問

・羽生市役所の祝日における国旗掲揚について

羽生総合病院新病院建設の進捗状況及び跡地の運用方針について

奥沢 和明 議員

・質問 羽生総合病院新病院建設の進捗状況については、昨年よりめざましく進展しており、医療の安全・安心の立場から非常に良いことと考えている。過去にも市から進捗状況の報告があったが、現在の進捗状況と今後の建設予定について伺いたい。また、現在の病院敷地の使用貸借期間について5年間延長し、2年が経過した。新病院開院後、現在の病院の跡地について、どのように考えているのか、また今後の運用についての考え方を伺いたい。

・答弁 (まちづくり部長)

現在の進捗状況については、病院側が今年6月に国から農地転用の許可を、さらに県の開発審査会を経て開発許可を取得し、その後用地買収を行った。現在、土地の造成工事やボーリング調査を進めているところである。また新病院本体などの基本設計及び実施

設計業務については、9月に発注が行われており、今後は実施設計を平成28年8月までに完了させ、建築会社を選定し、平成30年度中の開院をめざすとのことである。市としても引き続き、できる限りの支援を行っていく考えである。

病院側がめざしている平成30年度中の開院は、現在の土地使用貸借期間の平成29年11月までを超えることとなるため、今後の状況をみながら、土地使用貸借契約の変更手続きについて検討していきたい。また、新病院開院後、跡



新病院建設予定地

地は更地にして市に返却することとなる。跡地の運用方針は、現時点では具体的に定まっていらないが、まちの活性化に有効に活用するよう検討を進めている。今後も市民にと

議案に対する質疑

「議案に対する質疑」は、議会に上程された議案について、質疑を行うことであり、賛否の意思決定をするため議案の提出者に対し説明や考えを求めるものです。今期定例会では、次の議員によって行われました。

永沼 正人 議員

○議案第73号 市道路線の認定について及び同第74号 市道路線の廃止について

・質疑 認定及び廃止市道は、羽生総合病院新病院の移転先用地にかかる位置にあるが、移転先用地の取得及び開発許可が正式になされたのか。また、廃止市道の処分方法について伺いたい。

・答弁 (まちづくり部長)

新病院本体を建築するため必要となる用地については、病院側からは、全て取得できたと同っている。

って最良の活用方針を見いだせるよう、早期に運用方針を定めていきたい。

その他の質問

・地域おこし協力隊について

1,100万円は、選挙権年齢が、18歳に引き下げられたことに伴う、選挙システム改修とのことだが、改修の具体的な内容について伺う。

・答弁 (総務部長)

公職選挙法の改正により、選挙権の取得年齢が引き下げられたために、システム改修が必要となった。

具体的な改修内容は、選挙管理員会で使用している選挙管理人名簿の作成、期日前投票や不在者投票の管理など各機能上における年齢要件判定システム及びシステム変更による行政情報等へ反映などのプログラムについて、それぞれ改修し、遺漏なく稼働させるためのものである。

中島 直樹 議員

また、新病院建設に係る農地転用及び開発行為の許可については、本年6月5日に取得している。

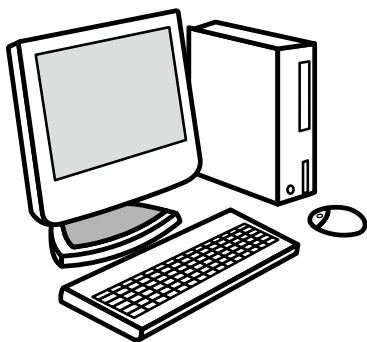
建築確認については、現在、病院側が行っている実施設計業務などが完了した後、申請することになる。

次に、廃止市道の処分方法については、羽生市財産規則に基づき、有償で払い下げをすることになる。

中島 直樹 議員

○議案第65号 平成27年度羽生市一般会計補正予算(第5号)

・質疑 選挙管理委員会費



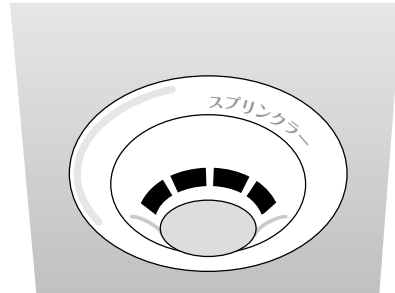
齊藤 隆 議員

- 議案第65号 平成27年度羽生市一般会計補正予算(第5号)
 - ・質疑 国の交付金を活用した公的介護施設等整備事業補助金について次の点を伺う。
 - ①交付金申請に至る過程
 - ②当該事業の交付金補助率
 - ③スプリンクラー設置に係る消防法施行令の改正内容
 - ④補助金交付対象施設
 - ⑤スプリンクラー設置義務のある他の福祉施設の有無
- ・答弁(市民福祉部長)
 - ①事業者から国の交付金を活用した、スプリンクラー設置の相談を受け、同年4月から国へ事前協議及び交付申請を行い、8月に内示を受けている。
 - ②国の交付金決定額を上限に補助率10/10である。
 - ③自力避難困難者入所福祉施設に位置づけられた施設は、述べ床面積に関係なく設置が義務化された。既存施設については、設置の猶予期間が平成30年3月31日までである。
 - ④アシストハウス藤井という小規模多機能居宅介護事業者である。

⑤他に2施設ある。

その他の質疑

・議案第71号



野中 一城 議員

- 議案第65号 平成27年度羽生市一般会計補正予算(第5号)
 - ・質疑 要保護及び準要保護生徒学用品費等給与費及び準要保護生徒学校給食費給与費について次の点を伺う。
 - ①要保護及び準要保護生徒への給付の現状
 - ②増加の要因
 - ③今後の要保護及び準要保護生徒数の推移
- ・答弁(学校教育部長)
 - ①学用品費及び給食費の支給対象人数は、年々増加の傾向



にあり、平成24年度から平成27年度までの3年間で約13%の増加となっている。

②中学生の支給対象人数が、今年度当初予算積算時の228人に対し、見込み人数が、240人と12人増加したことになるものである。

③学用品費及び給食費の支給については、生活保護を受けている世帯を要保護者、これに準ずる程度に困窮する世帯を準要保護者として申請者の世帯の所得額をもとに支給対象者として認定している。

要保護・準要保護者の人数は、今後の経済情勢に左右されるため、予想することは困難であるが、今後も増加が想定される。

人権擁護委員候補者の推薦に同意

人権擁護委員のうち、川田光好委員の任期が平成28年3月31日をもって満了となるため、引き続き同氏を推薦したいとして、市長から意見を求められました。

市議会では、適任と認め同意いたしました。

請願を採択

今期定例会に企業誘致の実現に関する請願が提出され、都市民生委員会において審査が行われました。

委員会審査において、採択すべきという意見と趣旨採択にすべきという意見がありましたが、結果、採択すべきものという結論に至りました。

最終日に委員長報告を行い、採決の結果、採択と決しました。

埼玉県都市競艇組合 議会議員の選挙

埼玉県都市競艇組合議会議員の任期が、平成27年12月31日をもって満了になるため、

本会議において選挙を行いました。その結果、指名推薦により、松本敏夫議長が当選しました。

ボートレース戸田

県内15市で構成する都市競艇組合の収益金の一部は、毎年構成各市に交付され、市民の皆様の暮らしに役立っています。

月	火	水	木	金	土	日
			2月25日	26	27	28
			第4回シニア VS ヤング			
シニア VS ヤング	29	3月1日	2	3	4	5
	7	8	9	10	11	12
					第15回埼玉新聞社杯	
	14	15	16	17	18	19
	第15回埼玉新聞社杯					20
	21	22	23	24	25	26
			第26回東京スポーツ杯			

※埼玉県都市競艇組合主催のみ掲載しております。

12月定例会 審議案件とその結果

●議決結果の公表について

議会改革の一環として、「市民に明確な意思表示をする」という目的のもと、議員自らの考えを分かりやすく市民に示す手段のひとつとして、各議員の表決結果を掲載しています。

薫風会…薫風 拓政会…拓政 公明党…公明 日本共産党…共産 無党派…無派 【賛成：○ 反対：× 退席：退 欠席：欠】

議案番号	議案名	薫風				拓政		公明		共産		無派		審議結果
		本田裕	峯寄貴生	永沼正人	奥沢和明	根岸義男	松本敏夫	丑久保恒行	島村勉	保泉和正	野中一城	斉藤隆	柳沢暁	

市長提出議案

第62号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度羽生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号））	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	承認
第63号	平成27年度羽生市一般会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第64号	平成27年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第65号	平成27年度羽生市一般会計補正予算（第5号）	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第66号	平成27年度羽生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第67号	平成27年度羽生市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第68号	羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	×	○	○	原案可決
第69号	羽生市税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第70号	羽生市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	×	○	○	原案可決
第71号	羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	×	○	○	原案可決
第72号	平成26年度北埼玉地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第73号	市道路線の認定について	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第74号	市道路線の廃止について	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第75号	北埼玉地区障害支援区分審査会共同設置規約の変更について	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	同意

請願

請願第1号	企業誘致の実現に関する請願	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	採択
-------	---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

※議長は採決に加わりません。



本会議を傍聴するようす

傍聴について
 羽生市議会では、本会議の傍聴を実施しております。市役所5階で受付をしていただければ、どなたでも傍聴できます。（一般席48席）
 また、常任委員会の傍聴（6席）も実施しておりますので、開催日等をご確認のうえ、お気軽におこしください。
 常任委員会は午前9時30分に開会いたしますので、傍聴を希望される方は開会前におこしください。
 なお、開会後の入退室は休憩中をお願いいたします。
 詳しくは、市のホームページをご覧いただくか、議会事務局にお問い合わせください。
 ☎ 048(561)1121
 (内線) 5131

議会の手引

委員会とは

市政については、質・量ともに複雑で専門的になっており、提出された議案などを分担して、専門的、能率的に審査したり、調査・検討するための予備的審査機関として委員会が設けられています。

1. 常任委員会

常任委員会は常設され、市の事務に関する調査及び

議案、請願等の審査を所管別に受け持ち、調査結果を本会議で報告します。本会議では、この報告を参考に

常任委員会の名称	委員の定数	所管事項
総務文教委員会	7人	一般会計のうち歳入に関する事項 総務部の所管に関する事項 企画財務部の所管に関する事項 工事検査課の所管に関する事項 経済環境部の所管に関する事項 会計課の所管に関する事項 教育委員会の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員事務局の所管に関する事項 公平委員会の所管に関する事項 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項 農業委員会の所管に関する事項 その他都市民生委員会に属さない事項
都市民生委員会	7人	市民福祉部の所管に関する事項 福祉事務所の所管に関する事項 まちづくり部の所管に関する事項 消防本部の所管に関する事項

して最終的な決定をします。
羽生市議会では、2つの委員会がおかれています。

2. 議会運営委員会

議会の運営を効率的、円滑な運営を図ることを目的とし、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会条例に関する事項などを審査します。

また、議長の諮問機関としての役割もあります。

3. 特別委員会

特別委員会は、特定のことがらだけを専門的・集中的に調査するため、必要な時に本会議の議決により設けられ、調査が終了、または、解決した時点で審査終了となり、その特別委員会は廃止となります。

4. 議会だより

編集委員会

議会で決定したことや開催されたことなどを広く知ってもらうため、定例会ごと(年4回)に発行している「羽生市ぎかいだより」を編集するための委員会です。

3月定例市議会の日程

3月定例市議会は、左記のような日程で予定されています。

月日	曜日	時刻	内容
2月25日	木	午前9時30分	本会議初日(開会)
2月26日	金		
~	~		議案調査等のため休会
3月2日	水		
3月3日	木	午前9時30分	本会議(議案に対する質疑)
3月4日	金	午前9時30分	本会議(市政に対する一般質問)
3月5日	土		休日のため休会
3月6日	日		
3月7日	月	午前9時30分	本会議(市政に対する一般質問)
3月8日	火	午前9時30分	本会議(市政に対する一般質問)
3月9日	水	午前9時30分	各常任委員会
3月10日	木	午前9時30分	各常任委員会
3月11日	金	午前9時30分	各常任委員会
3月12日	土		休日のため休会
3月13日	日		
3月14日	月	午前9時30分	各常任委員会
3月15日	火		
~	~		事務整理等のため休会
3月21日	月		
3月22日	火	午前9時30分	本会議最終日(閉会)

※3月定例市議会の日程は、2月23日(火)に開催予定の議会運営委員会で正式に決まりますので、変更になる場合もあります。

各常任委員会の経過

総務文教 委員会

委員会上に付託された案件は、議案4件でした。

平成27年度羽生市一般会計補正予算第5号の審査では、教育振興費において、「要保護及び要保護生徒学用品費等給与費、並びに標準保護生徒学校給食費給与費に關して、対象者への周知方法について伺いたい。」との質疑に対し、「市広報及びホームページに内容を掲載するとともに、説明用のパンフレットを、新小学1年生のいる家庭には入学説明会において、また在校生に対しては毎年1回、学校を通じて各家庭に配布をしている。さらに市内小・中学校の事務職員を対象に説明会を開催している。」との答弁がありました。



審査結果を報告する永沼委員長

一部を改正する条例の一部を改正する条例の審査では、「市税の納付書及び納入通知書に当分の間、法人番号を記載しないこととなったことだか、その経緯について伺う。」との質疑に対して、「総務省からの技術的助言の通知に基づくもので、年金情報の漏えいの影響で社会保障分野での番号利用がストップされていることから、国税分野、地方税分野と社会保障分野の番号利用方法の整合性を図るため当分の間、記載しないこととなったものである。」との

都 市 民 生 委員会

答弁がありました。委員会では、これらの審査の結果、付託議案5件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員会上に付託された案件は、議案5件及び請願1件でした。

平成27年度羽生市一般会計補正予算第5号の審査では、老人福祉費において「公的介護施設等整備事業補助金について、事業所も費用負担があるとのことだが、国・県・市の補助割合について伺う。」との質疑に対して「今回の補助金は、スプリンクラー設備、自動火災報知設備など、面積による基準及び一施設整備ごとの定額補助により、国から内示を受けたものである。全額が国庫補助で、県及び市の負担はなく、整備には約730万円の費用がかかる見込みだが、補助額を超える部分は、事業所負担になる。」との答弁がありました。また、羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条



審査結果を報告する中島委員長

例の審査では「平成30年度から都道府県が運営主体となる制度改革に向けての賦課限度額の引き上げ等を実施することだが、今から実施しなければならぬのか、伺う。」との質疑に対して「県から地方税法の規定にある賦課限度額の上限である合計額85万円にするよう指導助言がなされており、羽生市においても段階的に引き上げ、最終的には85万円まで引き上げる予定である。」との答弁がありました。

委員会では、これらの審査の結果、付託議案5件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。また、企業誘致の実現に關する請願は採択すべきものと決しました。

ご意見などを
編集委員会まで

☎048(561)1121
(内線)513

《議会だより編集委員会》

委員長	松本敏夫
副委員長	根岸義男
委員	丑久保恒行
委員	永沼正人
委員	中島直樹

12月定例市議会傍聴者数

11月26日	1人
12月3日	3人
4日	12人
7日	19人
14日	8人
計	43人でした。

常任委員会傍聴者数
12月8日・・・0人
計 0人でした。